

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴岡市長 皆川 治

市町村名 (市町村コード)	鶴岡市 (06203)
地域名 (地域内農業集落名)	中里地区 (中里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・区割りの小さいほ場や、軟弱なほ場も少なくないことから、集約化への工夫が必要である。
・中心経営体のほ場については、ある程度の団地化が図られているものの、作業の効率化を図るうえでも更なる集約化が望まれる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻を主要作物としつつ、特別栽培の取組みを継続する。需要に応じ有機栽培技術の導入を検討する。
・土づくりを基本とし、安定した栽培体系の継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の耕作地を維持し、非農地化や保全管理のみを行う区域は設けない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
・農地利用最適化推進委員と連携を密にし、中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
・農地異動は原則として中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
・生産性向上土地改良事業補助金などを活用し、改良や大区画化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・市・農業委員会・JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続きJA傘下の組合等に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
②水稻の特別栽培を継続し、需要の開拓と合わせて有機栽培についての知識や技術の習得の道も見据える。				